

赤穂市立城西小学校 いじめ防止基本方針

(R7. 4. 1 改正)

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為です。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(3) 警察との連携の徹底

学校と警察は、児童を被害に遭うことから防ぐ等、児童の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談ができる連携体制を構築しています。児童の生命、身体の安全を最優先とし、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、赤穂市青少年育成センターを通じて、警察に相談・通報を行います。

2 「いじめ対応チーム」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対応チーム」を設置し、定期的を開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ対応チーム」の構成

- ・管理職、生徒指導担当、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係職員

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針及び年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3) 関係機関との連携

- ・播磨西教育事務所 学校問題サポートチーム
- ・赤穂市青少年育成センター
- ・赤穂警察署

(4) 年間計画

月	内 容
4 月	第 1 回いじめ対応チーム会議（年間活動方針・指導計画等の確認） 教職員研修①（児童理解研修） PTA総会（学校方針の説明及び協力依頼）
5 月	学校生活アンケート① 第 2 回いじめ対応チーム会議 （学校生活アンケート①のふり返し、1 学期後半における取組の確認） 教育相談
7 月	学校生活アンケート② 第 3 回いじめ対応チーム会議 （学校生活アンケート②のふり返し、2 学期における取組の確認） 教育相談 インターネットトラブル防止研修会（高学年、保護者）
8 月	教職員研修②（いじめ防止対応）
10 月	学校生活アンケート③

	第4回いじめ対応チーム会議 (学校生活アンケート③のふり返し、2学期後半における取組の確認) 教育相談
12月	学校生活アンケート④ 第5回いじめ対応チーム会議 (学校生活アンケート④のふり返し、3学期における取組の確認) 教育相談
3月	学校生活アンケート⑤ 第6回いじめ対応チーム会議 (学校生活アンケート⑤のふり返し、次年度に向けて) 教育相談

3 いじめの防止等に関する内容

「生徒指導提要」について教職員研修を通して共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進める。

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業づくりの実践に努めます。
- ・いじめは「決して許されるものではない」ことを子供達に理解させるとともに、人の痛みを思いやることができるよう生命尊重の精神や人権感覚を育みます。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・学級活動等で互いのよさを見付けたり考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育みます。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的なアンケートを次のとおり実施します。
 - ①児童対象の学校生活アンケート 年5回(5・7・10・12・3月)
 - ※全員分の回答用紙・・・卒業まで保存
 - ※回答をとりまとめた文書・・・5年保存
 - ②アンケートを踏まえた児童との教育相談 年5回(5・7・10・12・3月)
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の

整備を行います。

①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置(教育相談担当)

- ・相談や通報のあった事案は、「臨時いじめ対応チーム」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために特別な支援の必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、赤穂市教育委員会及び赤穂警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(5) いじめの解消の要件

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要です。

学校は、被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心の確保に努めるとともに、「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けます。

4 重大事態への対処

重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項より

ア)「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)

イ)「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

重大事態の疑いが生じた場合は、赤穂市教育委員会へ報告し、市教委と協議の上、緊急「いじめ防止対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 緊急「いじめ防止対策委員会」の構成

- ・管理職、生徒指導担当、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係職員

※事案内容により構成員については赤穂市教育委員会と検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明
- ・赤穂市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置